



除雪費用の補助に関する条例 介護予防生活支援事業条例の改正

撤回を申し出

◆公の施設の設置及び管理に関する条例の改正

12月1日オーブン予定の「下川町まちおこし

り、通称として親しまれている。今後名称規定には愛称を付すことが望ましい。」、「施設の案内表記は、外国人の利活用を踏まえ外国語も併記すべきである。」との意見がありました。

以上、審査の結果、当委員会として「原案通り可決すべきもの」と決しました。

総務産業常任委員会に付託を受けた案件について、主な審議経過を報告いたします。

◆除雪費用の補助に関する条例

◆介護予防生活支援事業条例の改正

居宅における自力による除雪が困難な者に対し除雪費用の一部を補助し、世帯の経済的負担を軽減し冬期間の在宅福祉の向上に資することを目的として、



委員会審査 (福祉関係団体の参考人意見聴取)

除雪費用の補助に関する条例の制定と介護予防生活支援事業条例における除雪サービス事業に該当する部分の削除となっております。

常任委員会での所管課

質疑後、議会委員会条例第27条の規定により福祉関係団体2名の参考人の出頭を求め条例制定に関する意見を聴取し、その後、再度常任委員会での質疑等行いました。

委員から「条例制定に関する手続きの不備と内容精査が必要」との意見が出されました。

こうした中、町長から議会会議規則第20条第2項の規定により、条例内容の精査による議案撤回の申し出があり、本会議において承認されませんでした。



下川町まちおこしセンター (貸館スペース)

センター」を公の施設として設置及び管理を行うため、必要な条例を改正するものです。

委員から「各公共施設には愛称が付されてお

◆一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ1億4,808万円を追加し、予算総額59億1,248万円とするものです。

今回の補正は、新たな施策によるもの、補助採択によるもの、大雨被害によるもの、緊急を要するもの等です。

○介護予防生活支援事業

656万円